

(仮称) 阿武隈南部風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 29 年 5 月

エコ・パワー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年1月13日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成29年1月13日（金）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※平成29年1月23日（月）～1月29日（日）に開催する説明会についての公告を含む。

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ひろの1月号（平成29年1月13日（金）発行）（別紙2-1参照）

また、下記広報誌の配布時に「お知らせ」を折込配布した。

- ・広報かわうち1月号（平成29年1月1日（日）発行）（別紙2-2参照）
- ・広報ならは1月号（平成29年1月1日（日）発行）（別紙2-3参照）

③いわき市小川町地区の自治会への回覧によるお知らせ

平成29年1月10日（火）から、福島県いわき市小川町の下記の自治会にて「お知らせ」を回覧した。（別紙3参照）

- ・本郷1区、本郷2区、本郷3区、本郷4区、片石田、福岡、高崎、江田、牛小川、根本、二ツ箭前、横川、内倉、戸渡、下小川、関場、上平1区、上平2区、上平3区、柴原、桐ヶ岡、葉ノ木立、館、相川、上ノ原、淵沢、山ノ入、高萩上、高萩下、下代、駅前、三島、塩田、塩田江田

④インターネットによるお知らせ

平成29年1月13日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙4-1参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eiazisshianken/eiaankenlaw20.html>

- ・いわき市 ホームページ（別紙4-2参照）

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450751689820/index.html>

- ・エコ・パワー株式会社 ホームページ（別紙4-3、4-4参照）

<https://www.ecopower.co.jp/assess/abukuma01.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 10 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧（西庁舎 8 階）

- ・福島県庁 生活環境部環境共生課
福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- ・いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー
福島県いわき市平字梅本 21 番地
- ・いわき市役所小川支所
福島県いわき市小川町高萩下川原 15 番地
- ・いわき市役所久之浜・大久支所
福島県いわき市久之浜町久之浜字中町 32
- ・いわき市役所四倉支所
福島県いわき市四倉町字西四丁目 1 1 番地 3
- ・広野町役場 1 階ホール
福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35 番地
- ・檜葉町役場環境防災課 1 F 窓口
福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地 6
- ・檜葉町いわき出張所
福島県いわき市平谷川瀬一丁目 1 番地 1
- ・檜葉町会津美里出張所
福島県大沼郡会津美里町字本郷道上 1
- ・川内村役場 1 階総務課
双葉郡川内村大字上川内字早渡 11 番地 24

②インターネットの利用による縦覧

- ・エコ・パワー株式会社 ホームページ
<https://www.ecopower.co.jp/assess/abukuma01.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 29 年 1 月 13 日（金）から平成 29 年 2 月 13 日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

- ・縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は 11 件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①郡山市労働福祉会館 2階中ホール

(福島県郡山市虎丸町7-7)

日時：平成29年1月23日(月) 19時～20時

来場者数：0名

②川内村コミュニティセンター 2階大ホール

(福島県双葉郡川内村大字上川内字小山15)

日時：平成29年1月24日(火) 19時～20時

来場者数：8名

③広野町公民館 2階大会議室

(福島県双葉郡広野町中央台1-1)

日時：平成29年1月26日(木) 19時～20時

来場者数：0名

④檜葉町役場 大会議室

(福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6)

日時：平成29年1月29日(日) 9時30分～10時30分

来場者数：3名

⑤いわき市社会福祉センター 5階大会議室

(福島県いわき市平字菱川町1-3)

日時：平成29年1月29日(日) 14時～15時

来場者数：13名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する個人または団体等の意見の提出を受け付けた。

(別紙5参照)

(1) 意見書の提出期間

平成29年1月13日(金)から平成29年2月27日(月)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②エコ・パワー株式会社への書面の郵送
- ③エコ・パワー株式会社へのメールによる送付

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は14通、意見総数は、67件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、受け付けた意見書は、14通、意見は67件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜騒音・低周波音、景観、事業計画、その他＞

東京都町田市在住 A 氏

No.	意見の概要	当社の見解
1	この度は猿原人村より距離1kmほどの所に風力発電を設置することを聞きました。 猿原人村は40年以上かけて創られてきた村です。理想とする生活を求めてこつこつと育てられてきた村です。 原発事故があるまで住んでいた家族も、放射能の影響を考え、小さい子供達もいるため、やむなく他の地へと移り住みました。 普段、猿原人村では、畑仕事をしたり、放し飼いの鶏を世話し卵を売り、料理や池のほとりで絵を描いたり、新聞を発行したりしていました。 夏には満月祭というお祭りを30年ほど開催しています。かつてそのお祭りには様々な人が全国から訪れ、音楽を演奏したり、たくさんのワークショップが開かれ、笑顔あふれるとても素敵なお祭りでした。最盛期には全国、世界から1200人以上が集まるととても素晴らしいお祭りでした。 原発事故のあった年のお祭りは数十人規模となりましたが、年を追うごとに徐々にまた人が増えはじめてきています。 猿原人村は東京にすむ私の生活からみたら何もありません。ですが、それは何もないという最高のぜいたくだと思うのです。何もないというのは人工物が何もないという意味です。 舗装された道路もない、電線もない、コンビニもない、無いものだらけです。猿原人村にあるのは自然だけです。そこに人工物の風力発電が設置されれば景観だけでなく、他の大切な何かを無くしてしまう気がします。やっとな人が戻りつつある満月祭にも間違いなく影響があるでしょう。人もまた減るでしょう。 風力発電には騒音・低周波音による健康被害があると報告があります。 これ以上猿原人村を壊さないでください。 阿武隈南部に風力発電の設置を中止していただけますようよろしくお願い申し上げます。	猿原人村の40年以上にわたる歴史的経緯や現在の状況、また、毎年開催されているお祭りの現状については、現在大変関心を持ちまして理解に努めてまいっているところです。 景観について御懸念いただきました点につきましては、方法書P326～P329に記載しておりますとおり、あらかじめ必要な調査をさせていただき、十分に現況把握をした上で、予測及び評価を行い、周辺の住居等への影響を、回避・低減してまいります。 また、騒音・超低周波音につきましても、方法書P279～P290に記載しておりますとおり、必要な環境影響評価を行い、環境保全対策をすることで、周辺の住民の皆様にも騒音被害が及ぶことのないようにいたします。 これらの調査を踏まえ、猿原人村との共存・調和を図ってまいります。 なお、日本の電力消費量は年々増加しており、今後も更に増加するものと予想されますが、一方エネルギー自給率は僅かであり、石油・石炭・天然ガス等のエネルギー資源の海外からの調達に依存しているのが現状です。そのため、これら資源の不足、枯渇が心配されると同時に、地球温暖化を引き起こす要因である、CO2排出への抜本的、永続的な対策が必要となっており、弊社といたしましては、本計画地の豊富な風資源を活用し、運転時にCO2等の温室効果ガスを発生する化石燃料ではなく、風力という国産の再生可能エネルギーの普及促進に貢献する事により、循環型共生社会の実現に貢献していきたいと考えております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜景観＞

東京都港区在住 B 氏

No.	意見の概要	当社の見解
2	猿原人村の自然、景観はすばらしく皆が感動し貴重なものだと思っています。それをそこねる建造物はとても困ります。他にはないあの景観は絶対にあのままであってほしく切に願っています。どうぞ貴計画は考え直してくださいませお願い申し上げます。	景観への影響につきましては、方法書 P326～P329 に記載のとおり、今後、必要な調査、予測及び評価を確実に実施してまいります。 猿原人村における景観への影響につきましては、環境影響評価の結果を踏まえ、風力発電機の配置等、事業計画の検討を進め、当該影響の低減を図り、本事業が猿原人村と共存のできるものとなるように努めます。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜騒音・超低周波音、水質、その他＞

福島県双葉郡川内村在住 C 氏

No.	意見の概要	当社の見解
3	低周波音による健康被害が問題になっているはずですがなぜ民家の近くに建てようとするのですか。	風力発電機による騒音・低周波音については、今後、方法書 P279～P290 の調査を行い、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、周辺の住居等に騒音被害がないような事業計画の検討を進めてまいります。 なお、環境省が公表した「風力発電施設から発生する騒音手法に関する検討会報告書（案）」では、風力発電設備から発生する超低周波音・低周波音について、人体の健康への影響は確認されなかったとされております。今後も低周波音に係る最新の知見を注視してまいります。
4	川内村は上水道がありません。山の湧き水や地下水を利用しています。自然の山々を壊して道をつくり長い年月を経たとき、我々の口にする水はどれだけの影響があるのでしょうか。	本事業では、工事による水質への影響を低減するため、土地の改変や樹木の伐開を最小限に留める計画としており、山の湧き水や地下水の水質への大きな影響は発生しないと考えております。ただし、水の濁りについては、造成工事や道路の拡幅工事の際に一時的に裸地が増加することで、河川への水の濁りの影響の可能性が考えられるため、対象事業実施区域周辺の河川に調査地点を適切に設定しております。
5	風車が折れて落下してこないのですか。	風力発電機の選定については、安全面を考慮し、信頼のおけるメーカーの機種を選定してまいります。また、基礎等についても万全を期して設計してまいります。
6	新生児や妊娠中の母親などは低周波による影響が想像以上にストレスになり、その後の育成に悪影響を及ぼす可能性が高くなります。	No.3 の回答と同じとなります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<事業計画>

東京都江東区在住 D 氏

No.	意見の概要	当社の見解
7	前略、貴「阿武隈南部風力発電事業環境影響評価方法書の電子縦覧」を拝見させて頂きました。現在東京在住の元いわき市民ですが、甚だ勝手ながら私見を述べさせて頂きます。 現在福島原発の事故により、再生エネルギーへの期待が高まっていることは理解しておりますが、風力発電について調べると、幾多の問題点があるようです。それらについて関係の方々には既にご存じであり、これから環境影響評価で確認されるでしょうから、ここでは自然保護と登山活動の観点から意見を述べたいと思います。 <1>山間地に風力発電所を建設する必要性への疑問 第一に、そもそも日本の急峻な山間地に、敢えて大規模自然破壊をしてまで設置する必要性が高いとは考えにくいです。元風力発電学会会長の牛山理事長(足利工業大学)によると、国内風力発電のポテンシャルは、陸上風力 3 億 kw (300GW)、洋上風力 16 億 kw (1600GW)にもなるとのことで、理論上は洋上風力だけでも全原発の総電力 4800 万 kw (48GW)をまかなえる計算で、現実的にはせいぜい理論値の 10%としても洋上風力だけで約 160GW となります。従って日本の全原発が停止しても、国内に洋上風力さえあれば陸上風力発電は全く必要ない、ということになります。 欧州では長大な浅瀬の続く海岸線が多く、風向きも安定しているため、洋上風力発電へのトレンドが高いようですが、日本の国土は狭く地形が複雑で風向きや風速も安定していないようです。従って、日本の狭くて急峻な山間地に、敢えて大規模自然破壊をしてまで風力発電所を建設すること自体が、日本の風土に適していないのではないのでしょうか。 人の住まない山間地と言っても生態系の一部で有り、多くの登山者や林業生活者、また山菜やキノコ取りでも人の入る山域は多く、祖先代々受け継いだ貴重な自然遺産かつ山岳信仰の対象でもあり、そのため、風力発電は住居の少ない広大な平野部や海岸線などに設置するか、または洋上式風力発電に注力すべきと考えます。洋上風力はコストが合わない(※)という意見もありますが、欧州では海岸線に設置した洋上風力が主流なので、日本も参考にすべきでしょう。 ※書籍「洋上風力発電」ジョントワイデル/ガエターノ・ガウディオ・オージ共著(一般社団法人日本風力エネルギー学会)にも、「洋上風力は陸上と比較して約 50%割高だが、より風速が高く、大きな風車による景観問題の軽減などの利点がある」との記述があります。	日本における風力発電導入量は、2016 年 3 月末で約 321 万 kw となっており、残念ながら、洋上の沖合いに建設された風力発電所は実証実験段階の施設しかございません。欧州等の風力発電が普及している国と比較すると日本は著しく普及が遅れている状況です。ご意見のとおり洋上風力については、今後積極的に取り組むべき事業と考えておりますが、国内の洋上風力の開発については、次のような課題もあり、国内の現状では、陸上風力の導入が中心となります。 <洋上風力発電の課題> ・ 海域に建設する場合の風力発電機は、設置コストが高く、また、風力発電建設に必要な技術開発あるいはインフラ整備が必要。 ・ 安全性と経済性の両面から適切なメンテナンス手法が確立されていない。 ・ 漁業関係者との調整が必要。 ・ 洋上風況観測の実測データが不足している。 本事業は、山稜上での風力発電事業計画となりますが、配慮書段階の事業実施想定区域から、風況の現地調査の結果や、環境保全上留意が必要な場所等の確認を行い、対象事業実施区域を選定しております。 今後は、環境影響評価法に基づき現地調査を実施した上、周辺的生活環境や自然環境への影響を予測及び評価し、ご指摘いただいた、生態系への影響についても配慮しながら、この地域に適した事業計画の策定に取り組んでまいります。 また、登山者やその他、山を利用する周辺地域住民等の方々と共存できるよう、事業計画の検討を進めてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<事業計画>

東京都江東区在住 D 氏

No.	意見の概要	当社の見解
8	<2>風力発電事業の採算性について 各地の風力発電所の発電実績はほとんど公表されていないようですが、なぜでしょうか？発電コストについて、基本的には、売電による収入から建設費と維持管理費・人件費・諸経費・等を差し引けば、事業の独立採算性が判断可能と考えられますが、実際には発電実績を公開している風力発電所はほとんど無いようです。貴説明会では、他企業との競争上との理由を述べておられましたが、関連書籍「風力発電の不都合な真実」(著者武田氏、発行アットワークス)によると、65頁に以下の記述があります。 (事業者と著者との会話) 著者「風力発電は採算がぁいせんね。」 事業者「その通りです。しかし補助金を頂けますので、発電しなくても建設さえすればいいんです。」 これが真実とすると、実態は補助金をもらえるからと安易に建設し、結局コストに見合う発電ができずに巨額の税金の無駄遣いに終わっている恐れが考えられます。補助金に依存してしまう原因は国の特別会計制度にあるようですが、多少の赤字でも事業の公益性を考えれば、一定の補助金もやむをえないかもしれません。しかし補助金を除いて考えれば、事業の採算性がどの程度なのか判定できるはずで、仮に巨額の補助金がないと成り立たないなら、先般事業廃止となった「高速増殖炉もんじゅ」などと同じく、特別会計といういわば国民の税金から採算のとれない発電事業へ毎年補助金のみ垂れ流す構図となってしまいます。 見かけ上のコスト採算性が火力発電や他の再生可能エネルギーより勝るという観点についても、火力の炭素排出量や原発の事故時巨額賠償金などと同じく、陸上風力発電においても、住民被害への賠償金および自然破壊・景観破壊および撤去時の復元費用などの環境コストを計算に入れば、(正確なコスト算出は困難ですが)、採算性はかなり低下するはずです。それとも環境破壊のコストや事故時の賠償費用は電気料金に上乗せまたは税金頼みというのでは、これも原発と同じ構図となって、社会問題化が危惧されます。したがって風力発電については、山間部に設置する自然破壊景観破壊のリスクと環境コストを考えると、なおさら洋上風力に注力すべきとの思いが強まります。	風力発電事業は、固定価格買取制度により、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められた買取単価により、売電価格および期間が決められており、安定的に事業が行えます。 また、過去には設備費や建設費に対する補助金制度を中心として、風力発電の普及促進が行われていましたが、その当時においても補助金は約1/3程度の交付だったため、事業が成り立たない場合は、事業者が多額の負債を負うこととなります。そのため、ご指摘のような、補助金目当てで安易に建設することは、考えにくいと認識しております。 本事業においては、事業実施の前段階で採算性の検証等を十分に行い、風力発電設備の設置後に問題が起きないよう取り組んでまいります。 なお、日本の電力消費量は年々増加しており、今後も更に増加するものと予想されますが、一方エネルギー自給率は僅かであり、石油・石炭・天然ガス等のエネルギー資源の海外からの調達に依存しているのが現状です。そのため、これら資源の不足、枯渇が心配されると同時に、地球温暖化を引き起こす要因である、CO2 排出への抜本的、永続的な対策が必要となっており、 弊社といたしましては、本計画地の豊富な風資源を活用し、運転時に CO2 等の温室効果ガスを発生する化石燃料ではなく、風力という国産の再生可能エネルギーの普及促進に貢献する事により、循環型共生社会を実現に貢献していきたいと考えております。 洋上風力については、No.7 の弊社の見解で述べましたとおり、依然として課題が多く、国内の現状では、陸上風力の導入が中心となるため、本事業では、自然環境や景観につきまして、的確に環境影響評価を実施し、影響を回避・低減いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

< 景観 >

東京都江東区在住 D 氏

No.	意見の概要	当社の見解
9	<3>景観破壊の問題 (1)景観・眺望への影響評価について 貴方法書 59 頁「景観」の調査地点が「対象事業実施区域周囲の 11 地点」とありますが、これには「対象区域内の登山道の主要地点からの景観」も対象に加えるべきです。 (理由) 景観シミュレーションはこれから実施されると思いますが、1 月 29 日の説明会では、景観破壊予防の観点から、「木戸ダム、五社山、二ツ箭山、背戸峨廊、水石山など 11 地点から風車のサイズをもとにフォトモンタージュを撮影し、眺望景観の変化を”予測”」とご説明がありました。しかしこれら地点はいずれも「工事対象地域外の地点」であり、当然それらも景観シミュレートする必要はあると思いますが、肝心なのは、「対象地域内の登山道の各地点からどのように見えるか」だと考えます。つまり、実際の登山者は対象地域内の登山道を、自然景観を鑑賞しながら歩くので、たとえ地域外から風車が小さく見えても、あまり意味がありません。登山者が登山道各地点から仰ぎ見る、山稜に設置された巨大風車の群が、青空を圧して威圧的にそびえ立つ不気味な光景を見続けるのだとすると、地域外からいかに小さく見えて「景観基準を満たしている」と言っても、登山者にとっては意味がありません。従って登山道も景観調査の対象とするべきです。 例えば、登山者が周辺の自然景観を楽しみながら歩いていると、突然「白いひとつ目小僧」のような巨大風車が現れ、不気味で異様な感じを受けることとなります。これが 1 機ならまだともかく、これが 50 機も登山道全域に設置されると、甚だしい景観破壊となるのは明らかです。 またヤードや工事用道路などが開削されると、登山道が荒らされ登山者が混乱し、道迷いや遭難事故の恐れもあります。 (2)対象地域外からの景観についても、web 上の写真を引用させていただきますと、大方の風力事業者さんの HP ではほとんど平野部か海岸線での設置風景写真が多く、貴社 HP の写真ギャラリーでも、写真が掲載されています。 見る角度にもよりますが、直線的な海岸線に流線型の風車が立ち並び、幾何学的にも美しいかな、という印象を受けますが、では複雑な地形が美的最観の基盤となっている山間部に設置されるとどうでしょうか？ 山口県白滝山の景観例だと、実際には山間部に設置されると美しい山々の眺めが、「山稜に白い棘が突き刺さったような痛々しい無残な光景」になってしまうわけです。 これを見て美しいと思う人はほぼ皆無でしょう。	(1)と(2)の御意見につきましては、自治体のホームページや関係機関へのヒアリング等により、主要な眺望点として計画地近くの五社山及び二ツ箭山の山頂を選定しており、この地域の主要な登山の対象の山として景観を評価してまいります。 方法書で示した対象事業実施区域については、景観への配慮として県立自然公園は対象事業実施区域の選定から除外しており、対象事業実施区域周辺の景観調査地点の 11 地点につきましては、不特定かつ多数の者が利用する主要な眺望地点及び生活環境の場としての住居地区を調査地点として選定する方針としております。 なお、登山道については、設置状況や利用環境、利用状況等について確認する予定ですが、登山道とも共存し、景観とも調和するよう、風力発電機の色彩等にも配慮した事業計画の検討を進めてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<景観>

東京都江東区在住 D 氏

No.	意見の概要	当社の見解
	(3)では実際に阿武隈山地での景観をシミュレートすると、どうなるか予想してみます。 すると、この山域内の主稜線上に高さ 180m の巨大風車を 50 機も建設したら、どうやっても景観基準を満たすことは、シミュレートするまでもなく物理的に不可能とわかります。 なぜなら、茨城県「自然公園における風力発電施設の新築改築増築に関わる許可措置命令指導指針」では、風力発電機の上める視野角は 1 度未満、視野占有率 0.02% 未満であることを求めています。これにより視野角 1 度未満とするには、高さ 180m の鉄塔からの距離は、単純な三角関数の計算により、距陸 10.3km 以上取らないとならず、すると主な眺望点「木戸ダム、五社山、夏井川溪谷、背戸峨廊、二ツ箭山、屹兎屋山、猫鳴山」などは全てこの山域から 10km 圏内に入ってしまう、山稜上に風車をどう配置しても、この基準を守することは物理的に不可能です。仮に風車を遠方から見えない深い谷底に設置すればよいのかもしれませんが、そうすると風況が安定せずこれも不可能でしょう。 参考のため、半径 5.2km の円を引くと、ほとんどの眺望点がこの圏内に入っていることが一目瞭然です。またいわき山岳会が開設した「屹兎屋山から猫鳴山、二ツ箭山への登山道」も全て対象区域内に入っており、視野角一度未満を満足することは不可能とわかります。 したがって、環境影響評価を実施するまでもなく、どうやっても景観基準を満たすことは不可能なので、この「屹兎屋山を含む山域」に巨大風車群を設置することは、条例違反であると考えます。 (4)環境省の保全措置について 2003 年環境省が開催した「国立国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会」では、以下の保全措置が必要としています。 (1)自然景観の保護上、核心的な地域を回避する。 (2)眺望対象である山稜線など景観上目立つ場所への立地を回避する。 (3)重要な展望地点から遠ざける。 (4)重要な眺望対象を含む視界からはずす。 (5)背景の地形スケールを損なわない規模とする。 (6)背景に溶け込みやすい色彩(例 薄いグレーなど)とする。 この観点からすると、当山域は国定公園ではありませんが、高さ 180m の巨大風車を 50 機も設置するという計画では、どうやっても(1)(2)(3)(4)(5)の各項を満足することは不可能だろうと考えられます。 特に(1)項では「核心的な地域を回避する」とあるので、背戸峨廊や二ツ箭山などの観光地を直近に含むこの山域こそ、阿武隈山地の核心的地域なのに、この山域に巨大風車を 50 機も建設すること自体、そもそもこの保全措置違反であると考えます。	(3)と(4)の御意見につきましては、本事業では、県立自然公園や国立公園内に風力発電機を設置する計画はございませんので、茨城県や環境省の指針や基準については対象とならないものと考えております。 ご指摘の登山道に関する景観につきましては、文献調査並びに関係機関への聞き取り調査結果を踏まえまして、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場として、二ツ箭山及び五社山を調査地点に選定しておりますが、当該登山道の現況を把握するため、現地での視察等も実施しており、今後、風力発電機の色彩等も考慮して、景観上の調和及び人と自然との触れ合いの活動の場との共存の実現に努めてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜騒音・超低周波音、風車の影、人と自然との触れ合いの活動の場＞

東京都江東区在住 D 氏

No.	意見の概要	当社の見解
10	<4>超低周波騒音の問題 風車から発生する数十ヘルツ以下の騒音について、基準値が明確でない、など評価が難しい問題があるのがわかりますが、実際に周辺住民への被害は多く報告されているようです。したがって、周辺住民だけではなく、風車の直下や近辺を通過する登山者やハイカーにとっても、その影響が心配です。 たとえば、風車群直下を通過する登山者が 60 分かかったとすると、その登山者も直近で 60 分間超低周波騒音にさらされるので、それで気分が悪くなるなど健康被害が生じないか、短時間被曝についても、健康被害と騒音・時間・距離の関係について調査を行うべきです。	環境省が発表した「風力発電施設から発生する騒音手法に関する検討会報告書（案）」では、風力発電設備から発生する超低周波音・低周波音について、人体の健康に対する影響は確認されないとしています。 また、風力発電機の近くで、メンテナンス等をする作業員や、風力発電所の周辺の展望台や公園利用者について、健康被害が生じたという報告もございません。 調査地域につきましては、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省 平成 27 年）にしたがって、騒音・超低周波音に係る影響を受けるおそれのある風力発電設備周辺における住居等がある地域を対象とし、調査、予測及び評価を実施することとなっております。
11	<5>ストロボ効果の問題 風車の回転するブレードにより、日照条件にもよりますが、周辺に巨大な回転する影ができそれによるストロボ効果で、吐き気がする、気が狂いそうになる、等の住民被害が生じているようです。 これについても、通過中のあるいは休憩中の登山者が気分を悪くしたり、吐き気がする等の被害が心配されますので、これについても調査を行うべきです。	風車の影につきましては、これによって風力発電機の近くでメンテナンス等をする作業員が健康被害を生じたという報告はございません。通常、風車の影につきましては、住居からの風力発電機の離隔を確保すること等により、生活環境への影響を回避できると考えておりますが、本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺の住宅等を対象として、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を実施する予定です。
12	<6>登山道破壊の問題 屹兎屋山から猫鳴山、二ツ箭山にかけては、いわき山岳会前会長が開設した登山道があり、県内外の一般市民に広く親しまれています。 そのため、工事道路や開削ヤード等によりこれら登山道が荒らされないか、登山道直近に風車が設置されて通行の妨げにならないか、等あらかじめご確認をお願いいたします。この登山道のルートについては、いわき山岳会から情報提供可能と思います。	文献調査並びに関係機関への聞き取り調査結果を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、観光地としても広く親しまれている二ツ箭山を調査地点に選定しております。 なお、計画地周辺の登山道の設置状況や利用環境、利用状況等については、実際に現地を踏査する等して、確認してまいります。その上で既存登山道との共存を図ってまいります。
13	<7>人と自然のふれあいについて この阿武隈山地南部は富士山ほど有名ではありませんが、山名に「兎(ウサギ)」「猫(ネコ)」などとなっているように、古来地元の人々の間では由緒ある山域であり、四季を通じてきのこ取りや山菜採り、バードウォッチング、植物愛好家などの入山者は多く、広く県内外の市民にも親しまれている山域です。周辺には全国的に有名な「背戸峨廊、夏井川溪谷、二ツ箭山」等があり、国定公園と同等の美しい自然環境です。なので前述のように巨大風車で自然破壊・景観破壊しても良いということではありません。工事が実施されると、山稜にたつ多数の巨大無機質な風車のおかげで、山域内の登山者等に超低周波騒音やストロボ効果の被害も予想され、威圧的な不気味な景観により不快感がつのるので、「自然とのふれあい」に多大な悪影響があるのは、評価するまでもなく明白です。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点といたしましては、文献調査並びに関係機関への聞き取り調査結果を踏まえまして、背戸峨廊、夏井川溪谷及び二ツ箭山を選定しております。今後、調査、予測及び評価を実施してまいります。背戸峨廊と夏井川溪谷につきましては、対象事業実施区域との位置関係から、影響が及ぶことはほとんどないと考えております。 超低周波音及び風車の影の登山者への影響につきましては、No.10 及び No.11 の弊社の見解のとおりです。本事業では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場との共存可能な事業計画の検討を進めてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜人と自然との触れ合いの活動の場＞

東京都江東区在住 D 氏

No.	意見の概要	当社の見解
14	(1)貴方法書要約書 87 頁「第 4.2-2 表(52)」調査予測および評価の手法において 「3.調査地域」に「対象事業実施区域及びその周囲とする」とありますが、これは「対象事業実施区域内及びその周囲とする。」と区域内であることを明記すべきです。	方法書 P5 に示しておりますとおり、対象事業実施区域とは、対象事業実施区域の枠の内側も全て含むものとしております。
15	(2)同頁「4.調査地点」「現地調査」では、「6 地点(二ツ箭山、木戸川溪谷、木戸ダム、五社山、夏井川溪谷、背戸峨廊)」とする」とありますが、前述のとおり、これには「登山道主要地点」も含めるべきです。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点といたしましては、文献調査並びに関係機関への聞き取り調査結果を踏まえまして、二ツ箭山、木戸川溪谷、木戸ダム、五社山、夏井川溪谷、背戸峨廊を選定しております。二ツ箭山及び五社山につきましては、登山道の主要な地点となっていることも調査地点に選定した理由です。
16	(3)同頁「6.予測の基本的な手法」に「利用特性への影響を予測する」とありますが、この区域に巨大風車を設置すること自体、どうしても環境破壊・景観破壊により悪影響を生じるので、予測するまでもなく明らかです。すると報告書にはどう記載されるのでしょうか?主観の評価で「影響は小さいと考えられる」と記載しても、無意味な形式的逃げ口上になってしまうでしょう。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響につきましては、利用環境への改変の程度等を把握した上で利用特性への影響を予測する予定です。 本事業については、周辺の景観及び人と自然との触れ合いの活動の場との調和を重視し、共存が実現するよう努めてまいります。
17	(4)貴方法書要約書 88 頁「第 4.2-2 表(53)」「10.評価の方法」にて、「・・・影響が、実行可能な範囲内で回避または低減されており、・・・」と記載がありますが、この文章によると、「実行可能な範囲でなければ(回避策は)しなくて良い」という判断ができてしまいます。あらかじめ風車被害の逃げ道を作っておくことは、あまり誠実な行政文書ではないと思います。唯一有効な回避策は上記により「この阿武隈南部山域には巨大風車を設置しないこと」であると考えます。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響につきましては、利用環境への改変の程度等を把握した上で利用特性への影響を予測し、評価する予定です。 本事業については、周辺の景観及び人と自然との触れ合いの活動の場との調和を重視し、共存が実現するよう努めてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜人と自然との触れ合いの活動の場＞

東京都江東区在住 D 氏

No.	意見の概要	当社の見解
18	<8>山と自然を愛する市民の気持ち 最後に感情論になってしまいましたが、屹兎屋山から二ツ箭山にかけての登山道は、いわき山岳会の前会長が切り開き、長年同会が維持管理して県内外の一般市民に広く提供している登山コースです。 山歩きを楽しむ市民はもちろん、一般市民の心にも「美しい故郷の山々の風景」として焼き付いている、その風景が、巨大風車群で無残な光景に変貌してしまうと、心ある人々はこの山々を見るたびに、強い違和感を受け、自然を愛する心が傷つくことでしょう。 山と自然に興味のない都会生活者にとっては、人の住まない単なる田舎の山奥としか思えないのかもしれませんが、例えば、ヒマラヤのエベレストを想起してみてください。エベレストは世界の誰もが知る「聖なる白き神々の座」で、チベット仏教など様々な宗教の山岳信仰の対象であり、我々人間の命の源である河川の源流地帯でもあります。ここに連なる中央アジアのヒマラヤ山脈などに、風況が良いからと巨大風車を大規模設置しようとしたら、たちまち世界中の人々から大反対の抗議が殺到するのは目に見えています。それほど有名ではない阿武隈南部の山々でも、地元古来の歴史や宗教に関わりがあり、自然と山を愛する人々のこころの拠り所であり、自然保護の対象であるので、「原発の代わりに再生可能エネルギーを」といっても必要性の少ない陸上風力発電のために、それらを破壊することは暴挙以外のなにものでもありません。	屹兎屋山から二ツ箭山にかけての登山道の成り立ちについては、理解いたしました。 文献調査並びに関係機関への聞き取り調査結果を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場としての調査対象として二ツ箭山及び五社山を選定しており、今後、的確に調査、予測及び評価を行います。 計画地周辺の登山道の現況につきましては、実際に現地を踏査し、設置状況や利用環境、利用状況等について、しっかりと確認してまいります。その上で、登山者やその他周辺地域住民等の山の利用と共存できるよう、事業計画の検討を進めるに当たり配慮してまいります。 弊社といたしましては、国産の風資源を活用し、運転時に CO2 等の温室効果ガスを発生しない、風力という再生可能エネルギーが非常に有用で、国内外において広く期待が大きいと考えており、今後、陸上風力を関係各位の御理解を得つつ、適切に推進してまいりたいと考えております。
19	<9>結論 この「阿武隈山地南部地域」に巨大風車群を設置することは、自然破壊・景観破壊・登山道破壊の観点から問題であり、形式的な評価データを取り繕って「景観上及び自然とのふれあいに問題なし」と報告書を作成、工事を強行しても、年月がたてば多くの市民が気づくこととなり、いずれ社会問題化・政治問題化するとは避けられないだろうと考えます。 従って、この阿武隈南部山域への風力発電設置計画は、撤回して頂くようお願いするほかありません。 以上、大変失礼ながら、一市民としての意見を書かせて頂きました。「貴事業展開と自然環境保護の両立」の一助になれば幸いです。	ご指摘いただいた、自然環境、景観及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響についても配慮し、今後、確実に調査、予測及び評価を実施してまいります。従いまして、本事業の環境影響評価においては、意義のある図書の作成に努め、決して内容が形式的な評価データに留まることのないようにいたします。 また、本事業計画につきましては、人と自然との触れ合いの活動の場との調和・共存、さらには、風力発電事業と自然環境等の保全について、両立することを目指しておりますので、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜事業計画、水質、騒音・超低周波音＞

福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	当社の見解
20	1 縦覧、説明会について (仮称)阿武隈南部風力発電の環境影響評価準備方法書の縦覧がされました。しかし、私たちのような一般人が、この膨大な資料を読み解くことは困難です。電子縦覧もされているが期間を過ぎるとみることができません。説明会のようにスライドを使って説明されると理解することができます。多くの人が参加できるように、縦覧、説明会の周知の改善をはかること。また、説明会は1時間に制限しないで、質問に答える時間を保証すること。 以下のことを準備書で明らかにされるようお願いいたします。	住民説明会のお知らせにつきましては、新聞公告に加えて、説明会開催基礎自治体の状況に応じて、自治体広報への掲載、自治体広報への折込案内、自治会への回覧等を行っております。今後につきましては、より住民の皆様への周知を徹底できるよう、努めてまいります。また、住民説明会の時間につきましては、個別の会場等の事情等の様々な制約がございますが、一層の充実に努めてまいります。
21	2 地域の活性化への貢献とは具体的に何か 地元自治体の税収増加(操業期間に亘る固定資産税)と地方交付税が減額について、地元雇用について、観光への影響について具体的に示すこと。	本事業の実施により固定資産税が発生し、地方交付税の減額分を差し引いても立地基礎自治体の税収が増加いたします。 地元雇用については、発電所の保守・管理のために、直接的には自社メンテナンス員の雇用が発生する予定です。また、保守・管理については、地元の企業にもご協力いただきますので、間接雇用も発生する見込みです。 ドラマや映画の撮影等に利用され地元の名所になっている既存の風力発電所もあり、観光客の増加に寄与することも可能と考えております。 人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響評価結果を踏まえ、観光客の増加に寄与するように、精力的に取り組んでまいります。 今後、関係地域の皆様や各関係機関と協議の上、地元地域のご要望を把握した上で、地域貢献の具体案を作成させていただきたいと考えております。
22	3 工事について 基礎工事・道路工事の規模、残土処理を記載すること。	基礎工事、道路工事及び残土処理等については、現在、検討中でございますので、準備書以降の手続きにおいて具体的にお示しさせていただきます。
23	4 水源保護について 大規模な自然破壊を伴い異常気象、大雨が心配である。土石流の不安が解消されません。水質だけでなく流量について、水源が確保されるのか、水道水等への不慮の事故の対応を明らかにすること。	森林が持つ水源の涵養機能、土砂流出防備機能等に影響を及ぼすことのないよう、森林の伐採等は必要最小限とし防災にも配慮した設計を引き続き検討してまいります。また、対象事業実施区域周辺の各水源の利用状況を把握し、必要に応じて環境保全対策を講じる検討を進めてまいります。
24	5 超低周波・低周波・騒音による被害対応について 超低周波・騒音等の参考値は安全値ではない。3kmより遠くの住民にも被害をもたらしている。3km以内には建設すべきでない。発電機から500m以内、1km内、2km以内、3km内の人家戸数、被害が発生した場合の対応。	環境省の「風力発電施設から発生する騒音手法に関する検討会報告書(案)」では、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音について、人体の健康に対する影響は確認されないとされていますが、周辺の場所等によって地域事情や位置関係等の条件が異なるため、周辺の住居等への影響について、方法書 P279～P290 に記載しておりますように、調査、予測及び評価を実施いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて、風車と住居等との離隔距離を確保する等、事業計画に反映してまいります。また、発電機からの民家との距離については、調査結果を基に適切に準備書において記載いたします。なお、住民からの苦情につきましては、誠実に対応させていただきます。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜風車の影、動物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、その他＞ 福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	当社の見解
25	6 風力発電の影について ストロボ効果の影響を具体的に説明すること。	風力発電機の影については、近くの住居に長時間風力発電機の影がかかる場合に、影の明暗により近隣住民が不快感を覚えることが懸念されているとされておりますが、住居から離隔をとり、風力発電機の影が掛かりにくい配置とすることにより、影響を回避・低減するように努めます。
26	7 野生動物について 原発事故以来イノシシが増えている。イノシシが風力発電により凶暴化し人的被害もあるとの報告もあるが対応を明らかにすること。	風力発電機は既に牛の放牧場や養鶏場の近くに設置されている場合もあり、また、野生のイノシシ、サル、ニホンカモシカ、シカ等が生息する山地等にも多く立地しておりますが、これまでに風力発電機に近隣して生息する動物が凶暴化したとの具体的事例に接したことはございません。なお、今後、文献等の収集に努め、御指摘のような事例が起きているのか確認してまいります。
27	9 安全対策について 落雷や強風、積雪凍結等による風力発電機の破損・倒壊事故が発生しており、近年、気象変動による土砂災害が増加する傾向にあることから、安全対策や万が一事故が発生した場合の復旧方法を具体的に示すこと。	風力発電機は電気事業法による工事計画届けの審査が義務付けられているため、法令に基づいた構造物の強度が求められており、人が居住する高層ビル等と同等の構造の安全性が求められています。弊社といたしましては、今後、風力発電機は十分に安全に配慮して設計された機種を選定して行く計画です。 雷については、落雷に強い風力発電機の採用や、雷雲接近時に風車を停止する等の対策を実施する計画です。 また、現地に管理事務所を開設する予定ですので、事故発生時については、迅速に対応し復旧する体制を整備いたします。
28	10 景観、自然との触れ合いの場について 「住民の生活領域における各風力発電機の垂直見込角ができるだけ、2 度を超えることのないように、風力発電機の配置を計画すること」とされておりますがここで言っている垂直見込角は鉄塔の基準です。鉄塔と風力発電機では見え方が大きく違います。 茨城県「自然公園における風力発電施設の新築および増築に関わる許可措置命令指導指針」における「視野角 1 度未満」「視野占有率 0.02%未満」を準用すべきです。 工事対象山域のうち、特に「屹兎屋山から二ツ箭山にかけての山域」は、当山岳会の前会長が切り開いた登山道であり、当会が維持管理して一般市民に提供し、広く県内外の市民に親しまれている登山コースです。風光明媚であり、自然環境の豊かな山域なので、景観破壊・自然破壊・登山道破壊となるこの山域への大規模風力発電設置は、当会としては断固反対です。	本事業では、県立自然公園や国立公園内に風力発電機を設置する計画はございませんので、茨城県や環境省の指針や基準については対象とならないものと考えております。 風力発電機の見え方（垂直視野角）の評価基準は、「鉄塔」の見え方に関する知見が風力発電の評価基準のひとつとして広く使われております。 二ツ箭山につきましては、文献調査並びに関係機関への聞き取り調査結果を踏まえまして、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点に選定しておりますが、いただいたご意見を参考に、実際に弊社の係員が現地を踏査する等、周囲の登山道の設置状況や利用環境、利用状況等について確認いたします。 本事業では、景観や自然環境への調和の実現を重視し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場との共存を精力的に進める計画といたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<事業計画、その他>

福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	当社の見解
29	11 管理会社について 維持管理の職員数は、会社の倒産もあり得るリスク対応。故障、事故等で使用できない場合や風力発電耐用年数 20 年経過後、施設はどうするのか明らかにしてください。	維持管理については、現時点で 10 名程度を予定しております。また、当該業務については、地元企業とも連携しながら行いたいと考えております。 風力発電機は、主要な構造体が 20 年以上保つように設計されております。20 年経過後については、当該設備の状況によりますが、必要な保守修繕をしながら発電所を継続すること、発電所を撤去して事業を完了させること、また、その時点での最新の風力発電機に建替えること等が考えられます。その時点での社会状況と事業の採算性を鑑みて検討することになるものと考えられます。 また、本事業は 20 年間で撤去も含めて事業採算性が確保できるように計画を進めております。風力発電事業は 20 年間の売電価格が建設時には決定しているため、安定した事業経営が可能とされております。
30	12 総合的な意見 事業者の説明は「問題なし、問題あれば検討します。」のあいまいな表現は「善処してくれる」と誤解を与えて納得させており、不安の解消はされていません。 地元へのメリットは全くなく、我慢と犠牲が強いられ、事業終了の 20 年後、残るのは廃物となった施設と自然破壊のみとなることを危惧します。 福島県の集計でも登山など自然を体感できる地域を訪れる観光客は増加しており、この計画は「山の資源を生かし観光交流人口を増やそう」と努力しているいわき市の施策とも矛盾するものです。水道水源保護地域となっており、この地域に風力発電は建設すべきではありません。	本事業につきましては、弊社が最新の知識及び技術を収集し、自然環境及び生活環境に配慮して計画を進めて来たものであり、我慢と犠牲を強いる性質のものではございません。 周辺地域住民等の皆様の中に不安が残っているのご指摘については、引き続き当該住民及び関係機関等に説明をさせていただき、ご意見をお伺いする等、当該不安の解消のために努力してまいります。 地元への貢献策につきましては、今後、事業計画の検討を進めていく中で、周辺地域の皆様と意見交換を行い、地域に必要とされる貢献策を具体的に考えてまいります。 自然環境や人と自然との触れ合いの活動の場への影響につきましては、今後、的確に調査、予測及び評価を実施し、本事業が地域住民の日常生活や自然生態系と共存するものとなり、観光にも貢献できるように工夫し検討を進めてまいります。森林の水源の涵養機能に大きな影響を及ぼさないよう、森林の開発面積は必要最小限となるように計画してまいります。 なお、本事業の終了時には、施設を撤去する予定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

神奈川県川崎市在住 F 氏

No.	意見の概要	当社の見解
31	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。重要種も、重要種以外のコウモリも、すべてのコウモリについて影響予測及び保全対策を行って欲しい。	コウモリ類は、生態系の中で、他の動植物と同様に重要な役割を持つ存在であること、また、害虫を捕食し人間にとって役に立つということを理解しております。 コウモリ類については、まずは方法書 P298～P302 に示しました通り、調査を実施し、現地のコウモリ類の生息状況を把握し、それをもとに、しっかりと予測及び評価をいたします。今後も新たな知見を収集し、保全措置について検討いたします。
32	■コウモリ類の専門家へのヒアリングについて 風力発電施設供用によるコウモリ類への影響を予測するために、必要十分な調査を行うべきである。必要な調査内容については、鳥類やネズミ類、大型哺乳類などの他分野の「専門家」ではなく、バットストライクについて十分な知識のある「コウモリ類の専門家」にヒアリングを行うべきではないのか。	方法書 P298～P302 に示したとおり、コウモリ類については、まずは調査を実施し、現地のコウモリ類の生息状況を把握いたします。 そのために必要な調査内容につきましては、コウモリ類について学識と経験を有される研究者等へのヒアリングに努めてまいります。
33	■コウモリ類の調査について コウモリ相調査だけではバットストライクの影響予測や保全対策に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、「コウモリ類の専門家」の指導のもと、調査の重点化を行うべきではないのか。	コウモリ相調査だけでなく、自動録音機能付きのバットディテクターを用いた調査についても実施の検討を進めてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

神奈川県川崎市在住 F 氏

No.	意見の概要	当社の見解
34	■バットディテクターの探知距離について バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風力観測観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。これらは、すでに欧米や国内でも行われている調査手法である。	ご指摘いただいた風況観測塔を活用した自動録音機能付きのバットディテクターを用いた調査についても、実施の検討を進めてまいります。
35	■バットディテクターについて ・使用するバットディテクターの機種、探知距離、1晩あたりの使用台数、調査地点あたりの調査時間を詳細に記載すること。 ・自動録音はヘテロダイン方式ではなく、周波数解析が可能な方式で行うこと。 ・風車の数、配置、地形を勘案し、録音地点は、複数地点選定すること。 ・月別に、風速、出現時間帯、出現頻度等を比較し、予測や保全対策につなげること。	・入感状況調査では、「SSF BAT2」、microelectronic Volkmann 社製のバットディテクターを使用いたします。夜間踏査ルート等については、準備書においてお示しいたします。 ・自動録音機能付きバットディテクターを用いた調査を実施する際には、周波数解析の可能なものを使用いたします。 ・自動録音機能付きバットディテクターを用いた調査を実施する際には、調査地点の選定について、現地の状況を踏まえて複数選定いたします。 ・自動録音機能付きバットディテクターを用いた調査を実施する際には、得られたデータを元にコウモリ類の状況についての解析方法を検討し、予測や保全対策に利用可能か否か検討いたします。
36	■バットディテクターの機種について ・ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用するべきではないのか。 ・コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果などの声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないのか。 ・捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	・自動録音機能付きバットディテクターを用いた調査を実施する際には、周波数解析の可能なものを使用いたします。 ・周波数解析につきましては、ご指摘のとおり種の同定が難しいため、周波数毎（20～25kHz や 50kHz 等）のグループの同定とし、利用頻度等の整理を行います。 ・自動録音調査と捕獲調査の調査日が重なる場合には、データの扱いについて留意いたします。
37	■コウモリの捕獲調査について ・コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきである。 ・6 月下旬～7 月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛行するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。	・コウモリ類の捕獲については、所管機関より許可を得て適切に実施いたします。 ・繁殖の状況やねぐらが近くにあるのか否か等を正確に把握する上でも重要な時期に当たるため、当該時期での調査を実施しますが、見回りの頻度を増やす等し、適切に対応いたします。 ・本事業では、ハーブトラップとカスミ網を併用して調査を実施いたします。 ・捕獲したコウモリの生体につきましては、麻酔は使用せずに、種名、性別等を記録し速やかに放獣する計画としております。 ・ハーブトラップにつきましては 30 分毎に見回りを行い、カスミ網につきましては、傍に常駐しコウモリ類への負荷を小さくするようにいたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

神奈川県川崎市在住 F 氏

No.	意見の概要	当社の見解
38	■コウモリ類の保全措置 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛行するコウモリでさえ、樹林から 200m以内ではバットストライクのリスクが高くなるという。コウモリを保全するため、風力発電機は樹林から 200m以上に離すべきである。	弊社は、本事業において、コウモリ類と共存する風力発電所の実現を目指しておりますが、コウモリ類の生態には未知の部分が多いため、まずは方法書 P298～P302 に記載しましたとおり、調査とその結果の分析を進めて、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、予測及び評価を実施するとともに、引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めてまいります。 そのために必要な調査内容等につきましては、特にコウモリ類について学識と経験を有される研究者等へのヒアリングの実現にも努めてまいります。
39	■コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について 仮に樹林内の風力発電機を設置しなければならない場合（コウモリの保全からすれば樹林内の建設は避けるべきである）、コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。事業者、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられると思うか？仮にそう思うならば、その場合にかかるコストは、いくらなのか試算してみるとよい。	
40	■コウモリ類の保全対策、供用後のモニタリングの実施方法について コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全対策として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。稼動制限の条件は、時期と気温・風速・降雨により決まる。 現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置を実施する必要があるが、そのための課題としては事前に適切なカットイン風速を求めておく必要がある。なぜならこれらの稼動制限のアルゴリズムは事業地ごとに異なり、つまりケースバイケースで一律ではないからだ。たとえばコウモリは鳥類同様に季節移動を行うので、事業地の渡りの時期がいつごろ起こるのか、調査をしないとわからない。 カットイン風速をどう求めておけばよいか？についてだが、この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家はアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリの保全対策について十分な知識のある「コウモリ類の」専門家に、調査手法や時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。	

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

神奈川県川崎市在住 F 氏

No.	意見の概要	当社の見解
41	■P301 バッドディテクターによる調査について バッドディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんどキャッチできない。よって準備書には使用するバッドディテクター探知距離を記載すること。 なお事業者が「専門家に聞く」ことは知っているが、わからなければ自分でテストして調べること。	既往文献によると、バッドディテクターは、概ね 20～25m 程度まで音声を拾うとされております。 現地調査においては、コウモリ類の飛翔の状況を確認するために、自動録音機能付きのバッドディテクターを用いることの検討も進めてまいります。 方法書に記載しております入感状況調査については、バッドディテクターを持ち夜間に踏査を行いコウモリ類の生息の有無を確認する内容としております。そのため、固定した調査地点における確認ではないため、夜間踏査ルートを準備書において記載する予定です。 また、自動録音機能付きのバッドディテクターを用いた調査についても、実施する場合には、準備書において調査地点を記載いたします。 入感状況調査は、コウモリ類の生息の有無を確認する目的で実施するものです。利用頻度の把握については、自動録音機能付きのバッドディテクターを用いた調査の実施の検討を進めてまいります。
42	■P301 バッドディテクターによる調査について P301 に「高々度を飛翔する種群の生息が確認された場合などは、別途これらの種群の飛翔状況を把握するための調査を実施する」とあるが低空や林内を飛翔するといわれるコウモリがバッドストライクにより死んでいる。つまり低空や林内を飛翔するといわれる種が高高度を利用しないとはいえない、ということだ。 ならばコウモリ類であれば全種がバッドストライクのリスクがある、と考えるべきであろう。仮にコウモリの生息が予測されるならば（P195 専門家の意見にもあるが生息は確実であろう）、コウモリ類について、バッドストライクの予測をするために初期の段階から調査の重点化をするべきではないのか。	
43	■バッドディテクターによる調査地点について バッドディテクターによる調査地点の記載がない。 「利用頻度を比較する」つもりならば、本来ならばすべての風力発電機設置位置（50 箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきである。 仮に欧州の調査マニュアルに従うならば、風力発電機設置位置の 3 割、すなわち本事業では少なくとも 18 か所でコウモリ類の入感状況を調査する必要がある。 P299 にバッドディテクターによる入感状況調査は春季、夏季、秋季の 3 季とするとあるが、これではコウモリの活動期間の何%のデータを取得するつもりかわからない。わずか数%程度のデータでコウモリの利用頻度がわかるのか？ 事業者は、そもそもコウモリの利用頻度をなぜ調べる必要があるのか、その理由をよく考えるべきである。コウモリの影響予測及び保全措置検討のためにはコウモリの利用頻度と気温、風速、降雨との相関をみる必要がある、ということではないのか。もし仮に「コウモリの利用頻度」の調査をするつもりならば自動録音機能付きのバッドディテクターを使用して、長期間の録音をするべきである。同時に風速等も記録すれば、影響予測や保全措置に資する情報が得られるであろう。	

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

神奈川県川崎市在住 F 氏

No.	意見の概要	当社の見解
44	■コウモリ類の保全対策について 事業者が自賛する「エコロジカルな暮らし」とは、生物多様性を確保することにより実現可能であろう。 ならばなぜ、事業者は風車で益獣のコウモリを殺すのか？ 益獣のコウモリを殺して発電した電力は、「エコロジカル」と言えるのか？事業者はこのような偽善の行為を全国各地で繰り返しているが、企業として恥ずかしくないのか？目先の利益を優先し、自分たちの子や孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。 コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑制できることはこれまでの研究で明らかである。欧州で実績があるのになぜ国内ではそれができないのか？仮に国内事例がないと言うならば、事業者が国内初事例となればよいだけのことだ。世界初ではないのだから、それほど難しいことではない。 『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』など動物福祉及び倫理的配慮の欠如した行為ではないのか。ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。事後調査はアセスの免罪符ではない。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	弊社は、本事業において、コウモリ類と共存する風力発電所の実現を目指しておりますが、コウモリ類の生態には未知の部分が多いため、まずは方法書 P298～P302 に記載しましたとおり、調査とその結果の分析を進めて、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、予測及び評価を実施するとともに、引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めてまいります。 なお、本事業の方法書において、「エコロジカルな暮らし」や「事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する」等については特に記載や言及をしておりません。
45	■コウモリ類の保全対策について ライトアップをしないことはコウモリ類の保全措置として有効ではない。ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？ ならばコウモリを殺してから保全措置を検討するなど動物福祉及び倫理的配慮の欠如した行為ではないのか。既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと、カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「十分実施可能で確実な」、コウモリ類の保全措置であろう。ならば事業者はコウモリ類について、これら環境保全措置を実施するべきではないのか？	ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない調査方法や最善の保全措置について工夫に努めてまいります。 なお、本事業の方法書において、コウモリ類への対策として、「ライトアップをしないこと」に言及しておりません。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

< 動物 >

埼玉県さいたま市在住 G 氏

No.	意見の概要	当社の見解
46	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。このことを踏まえて本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 ①コウモリ類の調査地点数について 発電機設置基数が 50 基であるのに対して、捕獲調査地点が 2 カ所と少なく、音声調査に至っては予定踏査ルートに記載がない。 なぜ 2 地点としたのか、生息している可能性があるコウモリ類の種毎の生態的特性を踏まえた地点選定理由を記載すること。少なくとも捕獲調査は他のトラップ調査と同数地点で実施するべきではないか。 音声調査は調査範囲を 3 分割程度にして、少なくとも日没から 3 時間、毎季すべての尾根上を踏査しなければ、高空飛翔種の移動経路等を把握することは困難である。音声調査の方法の詳細およびルートを記載し、その方法が生息種を把握するのに必要かつ十分なものであることを説明すること。	当該の調査地点につきましては、周辺の位置関係等も考慮し、トラップの設置に適した場所を選定しております。 詳細な調査手法、入感状況調査の夜間踏査ルートにつきましては、準備書において記載させていただく予定です。 また、風況観測塔を用いた定点観測調査等も含め追加調査の検討を進めてまいります。 コウモリ類の調査につきましては、調査に適した環境の確保及び実施可能性の観点から、調査地点が限られることとなります。そのため、あらかじめ現地の下見を実施して、設置に適した場所として 2 地点を選定いたしました。コウモリ類については、その他補完する調査の実施の検討も進めております。
47	②コウモリ類の音声調査の機種について 音声調査に用いる機材は、音声データの録音解析が行える機種を使用すること。ヘテロダイン方式では聞き逃す可能性があり再現性もないため、評価を行うデータにはならない。	自動録音機能付きバットディテクターを用いた調査を実施する際には、周波数解析の可能なものを使用いたします。
48	③高々度飛翔種の調査について 「高々度を飛翔する種群の生息が確認された場合などは、別途これら種群の飛翔状況を把握するための調査を実施する」と記載されているが、専門家 A 氏の指摘の通り、当該地域では高々度を飛翔する種が生息または通過している。初めから風況ポールなどを利用した活動期の高空飛翔種調査を計画したほうが良いのではないのか。適切な時期と期間に調査が行われていない限り、評価に値するデータが記録できないことは、国内外の数多くの風力発電所アセスメントですでに明白になっている。	ご指摘を踏まえ、自動録音機能付きのバットディテクターを用いた追加調査についても実施の検討を進めてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

福島県いわき市在住 H 氏

No.	意見の概要	当社の見解
49	屹兎屋山周辺の野鳥確認記録より、環境省および福島県レッドリストに登録されている絶滅危惧種などへの影響や、いわき市内で A や B の唯一の繁殖地となっていることに鑑みて、風車設置の回避または設置配慮を求めてきた。 これまでの屹兎屋山周辺の調査で繁殖の実態が確認されている野鳥は、福島県レッドリストで指定の C(準絶滅危惧種)、D(希少種)、繁殖の確認はされていないものの、渡りの中継地、または飛翔経路になっていると思われる鳥種として、E(希少種)、F(絶滅危惧Ⅱ類)、G(絶滅危惧Ⅱ類)、H(環境省：準絶滅危惧 NT、福島県：絶滅危惧Ⅱ類 NT)、I(環境省：滅危惧 IB 類 EN、福島県：絶滅危惧Ⅰ類 EN)、屹兎屋山へ登る国道 399 号線沿いの内倉湿原においては、J(環境省：滅危惧 IB 類 EN、福島県：絶滅危惧Ⅱ類)が確認されている。 本事業でもっとも懸念を抱いているのが、いわき市で唯一無二の繁殖地である屹兎屋山の A と B への影響である。この両種が絶滅危惧種ではないからと言って、貴重な繁殖地を奪ってしまうことについては、大いに憂慮すべき事態と考える。したがって、屹兎屋山への風車設置については、出来るなら回避、もしどうしても設置が避けられないなら、繁殖への影響を考慮し最大限の配慮を求めたい。 ※意見提出者の申し出により、個々の鳥類の種名を太字のアルファベットに置き換えています。	当該地域に、希少な野生鳥類の生息地が存在することについて理解しております。 弊社は、本事業において、野生鳥類と共存する風力発電所の実現を目指しておりますが、阿武隈高地の野生鳥類の生息実態には、まだ分からないことも少なくないと考えておりますため、まずは方法書 P298～P302 に記載しましたとおり、調査とその結果の分析を進めて、重要鳥類を含む現地の野生鳥類の生息状況の的確な把握に努めます。その結果に基づいて、予測及び評価を実施するとともに、引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めてまいります。 そのために必要な調査内容等につきましては、特に当該地域の野生鳥類の事情に明るい有識者等へのヒアリングにも努めてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<人と自然との触れ合いの活動の場>

福島県いわき市在住 I 氏

No.	意見の概要	当社の見解
50	二ツ箭山ー猫鳴山ー屹兎屋山の縦走路は、豊かな自然が残っており、四季を楽しめる所です。風力発電を設置すると、万太郎や桧山のように、とてもハイキングや登山には適さない所になると考えられます。	二ツ箭山につきましては、文献調査並びに関係機関への聞き取り調査結果を踏まえまして、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定しておりますが、今後は猫鳴山及び屹兎屋山につきましても、登山道の設置状況や利用環境、利用状況等について確認いたします。その上で、登山者や周辺地域住民等による山の利用と共存できるように、事業計画の検討を進めてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜景観、放射線、その他＞

福島県双葉郡川内村在住 J 氏

No.	意見の概要	当社の見解
51	まず第一に景観の問題があります。他の地域の風車を見学しましたが 500m 位離れた所では圧迫感でいられませんでした。1km～2km 離れていても 24 時間そこに住むものとしては耐えがたいものと思われます。 イベント開催なども行っていますので、参加人数の減少も考えられ経済的損失も十分ありえます。	景観につきましては、風力発電機の計画地周辺の集落も含め眺望点として選定し、どのような見え方となるか、合成写真等を使ったシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、必要に応じて、景観への影響の低減について取り組み、周辺環境と調和のとれた景観となるよう、事業計画の検討を進めてまいります。
52	また放射能汚染地域のため、土砂等の移動による河川の汚染も心配されます。	本事業の対象事業実施区域は、避難指示区域等に含まれておらず、対象事業実施区域周辺の既往の空間線量の測定結果も高くないため、環境影響評価項目としては放射性物質を選定しておりません。工事の土砂等の移動による河川への放射性物質による汚染の可能性は小さいと考えておりますが、ご指摘のような懸念の払拭のため、放射性物質の現状を把握するため、計画地における空間線量の調査や、それに基づく土壌の調査を実施し、その結果に応じて関係機関と協議の上、必要な対応の検討を進めてまいります。
53	更に耐用年数が過ぎた後のことも明言されていませんので、放置されるのでは？という心配もあります。 等々のため計画の撤回、変更を強くお願い致します。	本事業を終了する場合には、風力発電施設を放置することなく、撤去する予定としています。 本事業につきましては、特に自然環境と生活環境の保全に配慮した計画としており、引き続き推進してまいりたいと存じますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜人と自然との触れ合いの活動の場、景観、動物、放射線、その他＞

福島県福島市在住 K 氏

No.	意見の概要	当社の見解
54	1. 本事業予定地はいわき市並びに広野町、楢葉町のシンボリックな山々（屹兎屋山、二ツ箭山、五社山）が事業対象区域並びに隣接しております。これらの山々は登山対象となっており、景観、眺望は貴重な地域資源です。今後、環境影響評価を進める上では、十分には配慮いただきたい。	二ツ箭山及び五社山につきましては、文献調査並びに関係機関への聞き取り調査結果を踏まえまして、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定しておりますが、いただいたご意見を参考に、屹兎屋山につきましても、登山道の設置状況や利用環境、利用状況等について確認いたします。 主要な眺望点への影響については、回避又は低減するよう配慮いたします。
55	また、国有林及び保安林が予定区域の大部分を占めることから、伐採による、下流域への影響についても、近年増加傾向にあるゲリラ豪雨を想定するとともに、保安林区域内への風車設置等は極力回避いただきたい。	国有林、保安林での土地の改変等については、関係機関と協議し、各種法令等を踏まえ、防災面を考慮した、事業計画の検討を進めてまいります。
56	2. 野生動物等の調査内容については、広範囲な事業区域ではあるが、周辺部での調査に限定せず、事業対象区域中心部（稜線付近）においても、実施することを要望する。特にクマタカ、ハチクマ等の大型猛禽類の営巣が想定されるので、手厚く対応すること。	対象事業実施区域の周辺部だけでなく、中心部（稜線付近）においても実施可能な範囲で、希少猛禽類を含む動物調査を実施し、まずは現状の把握に努めてまいります。 その上で、大型の希少猛禽類の営巣が確認された場合には、的確に予測、評価を実施し、必要な保全措置を講じる等、手厚く対応してまいります。
57	3. 現地は福島第一原子力発電所事故に伴う、高濃度の放射性物資が降下、沈着している地域である。伐採、造成等に伴う、飛散予測並びに対策についても、十分に行うことを強く要望する。このことは、避難区域であった事業対象区域の住民帰還を推進する地元町村にとっても重要な課題であります。	放射線の量につきましては、周辺地域住民の方々が特に心配されている課題であることは、理解しております。従いまして、空間線量の調査とそれに基づいた土壌調査を実施して、現状の把握を行い、その結果に応じて関係機関とも協議する等、十分に対応してまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<事業計画、景観>

福島県いわき市在住 L 氏

No.	意見の概要	当社の見解
58	事業対象地域の一つである戸渡地区は 2011.3.11 東京電力㈱の原発事故を伴った大震災によって被災した 30km 圏内にある。 2016.9 月～12 月にかけての 2 回目の除染作業により居住地域周辺は、ほぼ 0.23μSv 以下となり、ようやく安堵したところである。 しかし近辺の山は除染されず、放射線量は高いと予想している。国道 399、県道 249 の除染は 2017 年度に実施予定である。 この様なまだ一抹の不安がある中で、約 1750ha に及ぶ、風力発電事業（最大 50 基）は、迷惑施設と感じている。 地区での 2 回の説明会（2017.2.3 戸渡地区、2017.2.22 小川地区区長会議）での参加者の感想は「デメリットだけで何も良いことはない」というものであった。 「風力発電事業を通じて地域の活性化への貢献と地域との共生を目指して取り組むものである」との貴社の方針は具体的なものとして提案されていません。電源地域にリスクを押しつけられ、供給先の関東地域に恩恵をもたらされるということは東京電力㈱の原発の構図と変わりません。方法書の手法で各調査された結果の資料などを地元にて丁寧に説明、納得した上で進めて頂きたい。 地元住民の理解が必要ということが肝要である。 P344 川内村村長の意見を参照 3.「<u>村からの承諾を取得することを必須条件とします</u>」（ここでいう地元とは、戸渡地区、小川地区のことである。）	本事業の計画については、安全面にも配慮して検討を進めさせていただいております。その開発面積については、今後、風力発電機等の配置検討を踏まえ、絞り込んで行く予定です。 地元への貢献策につきましては、今後、住民の皆様のご意見を伺いながら、地域に必要とされる具体的な貢献策を提案してまいります。 本事業の環境影響評価において実施した各調査結果については、地元の皆様に丁寧にご説明し、事業計画へのご理解を深めていただけるように努めます。 また、地元の皆様のご意見を伺い、事業計画に反映させることで、迷惑施設ではなく、関係地域と共存し、自然環境及び生活環境と調和した風力発電事業の実現を進めてまいります。
59	①景観について 調査地域は実施区域より約 5km を基本としているが、小川地区では多様なポイントが必要だと思う 小中学校 3 校、小川公民館 2F R399 そばの関場公民館など日々の生活の中で二ツ箭山周辺の景色は、大切なものと考えている。	調査地点につきましては、関係自治体のホームページや関係機関等へのヒアリング等により情報を収集し、主要な眺望点を選定しておりますが、身近な視点として対象事業実施区域の周囲の生活環境の場としての住居地区を選定させていただいております。いわき市小川支所管内では、戸渡や内倉の 2 カ所を選定しておりますが、いただいたご意見を踏まえ、追加等の検討について進めてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<騒音・超低周波音>

福島県いわき市在住 L 氏

No.	意見の概要	当社の見解
60	②低周波音 超低周波音について 2017.1.29 いわき市での方法書についての説明会では、「健康被害は、予測できない」との説明であった。予想できないから安全ではなく、<u>予防原則</u>より不安視されるものは、立地しない（造らない）という方が妥当と考える。 立地される所からの被害の報告があるので参考にして頂きたい。 ・消費者レポート NO1591（2016.11.20）P8 より抜粋 和歌山県由良町 2 人、下津町大窪 2 人からの報告 自宅近くに風車が建ってから、めまい、頭痛、耳鳴り、不眠などの症状が出る。1 人は症状がひどく救急車で何度も病院に運ばれた。 低周波被害は、騒音と違って全ての人が感じるのではない。一旦感じたら逃げるのができなくなるという特性がある。 環境省から出された「風力発電施設から発生する騒音手法に関する検討会報告書（案）」では 20 ヘルツ以下の低周波音については聞こえない、感じないとして騒音被害だけを考えたらいとしてしています。 （発電規模、周辺住宅との距離が書いてありません。環境省の方針としては健康との関係は研究していくということではないととらえるしかない。） ・2009.5 月 大型風車建設に関して建設候補地周辺で暮らす住民より県知事へのお願い（川内村周辺の住民より福島県知事への提出） 2008.11.26～29 の聞きとり（参考資料） 愛知県豊橋市細谷風力発電所 1500kw 1 基から 3km の場所に住んでいる（男性）低周波の被害は 2km 位までと聞いていたのに。現に私は 3km 離れて苦しんでいる今でも眠れない日々は続いている。 （男性）同じく 1km 以上離れた場所に住んでいる。音はしないのに夜、眠れない。音ではなく耳の奥でグワグワーと渦まくような感じ。 その他事例が記載されている 詳細は福島県へ問い合わせて下さい。 ・戸渡地区では居住者 A さん約 1km（B さん 約 1km、C さん 約 1.7km） と風力発電機に近い旧分校まで約 2km 多数の住宅が周辺にある。 もっとも遠い住宅で約 2.3km。 2017.2.3 戸渡地区説明資料 評価結果 P184 「住民および配慮が特に必要な施設からの距離に留意して風力発電の設置を検討する。<u>ただし、止むを得ず、近傍に風力発電機を設置する場合には詳細な調査や住民への十分な説明を行なった上で配置を決定する</u>」 _____の部分は住民が十分な説明で納得しなかった時はどうするのか記されていない。かなり高圧的である。まず説明は無理だと思われる。予想が個人差もあり難しいからである。環境省も判断を放棄していると思われる。より「予防原則」に立てば中止となるのが健全な考え方である。	環境省が公表した「風力発電施設から発生する騒音手法に関する検討会報告書（案）」では、風力発電設備から発生する超低周波音・低周波音について、人体の健康への影響は確認されないとされていますが、低周波音や超低周波音による影響については、方法書 P278～P289 に記載しておりますとおり、現地調査等により周辺住居等における、騒音や超低周波音（20 ヘルツ以下の低周波音）の現在の音圧レベルを把握し、その結果を踏まえ、風力発電機の機種や配置による影響を予測する予定です。また、その予測結果の下に、最新の知見を参考にして、本事業における風力発電機と住居の適正な離隔距離を検討し、風力発電機の稼動による低周波音、超低周波音の環境影響の評価について、準備書において具体的に記載する予定としています。 また、方法書 P184 頁の「評価結果」は、環境影響評価手続きにおける方法書の前の段階である配慮書の内容を記載したのですが、住宅及び学校等、医療機関、福祉施設などの配慮すべき施設から 500m の範囲を示し、それらが、配慮書段階の事業実施想定区域内に含まれていることから、騒音、超低周波音についての重大な環境影響を受ける可能性がある旨を表示しています。 そのため、方法書段階ではそのような配慮すべき施設の近傍は、風力発電機の設置が想定される対象事業実施想定区域から、あらかじめ除外いたしました。また、本事業による騒音・超低周波音の影響は及ばないものと考えておりますが、近隣の住居地区についても、調査、予測及び評価を実施してまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜動物、植物、生態系、水質、放射線、その他＞

福島県いわき市在住 L氏

No.	意見の概要	当社の見解
61	③動物 植物 生態系について どのような規模であれ生態系を破壊しているのは明白である。(生物多様性の破壊)専門家よりのヒアリングとあるので公表してほしい。生態系を壊すことで後年影響のでることがあるので(里山への害獣の侵入など)心配である。福島県自然保護協会など長年地域で活動されている生物保護団体の意見も聞いて参考にしてほしい。	自然生態系への影響については、極力小さくなるよう事業計画を検討してまいります。 動植物の専門家等へのヒアリングの結果は方法書にも記載しておりますが、今後、準備書においても具体的に記載するようにいたします。地元で長年活動されている団体等へもヒアリングを行っておりますので、今後もご意見を参考にさせていただきます。本事業計画につきましては、周辺の自然環境と調和・共存するものを目指してまいります。
62	④保安林、水源かん養地 造成の工法がどのようなものであるか。専門的知見のある説明が必要である。かつてゴルフ場の造成で水脈にトラブルが起り、井戸水が汚濁したケースがあった。	本事業の造成工事の工法等につきましては、今後、より詳細な事業計画を策定する中で、環境への影響が小さい工法を検討し、水質等の問題の発生の予防に努めてまいります。また、保安林での土地の改変等については、関係法令等を踏まえ、所管機関等と協議し、防災面を考慮した、安全な事業計画の策定に取り組んでまいります。
63	⑤造成地の森林部分の放射線量の測定と結果報告	計画地における放射線の量につきましては、今後、現状を把握するために、空間線量の調査とそれに基づいた土壌調査を実施し、その結果は準備書に記載する予定です。
64	⑥風力発電の耐用は 20 年という説明であるが、その後どうするのか。廃止した後の処理(土地の原状回復など)をどう考えているのか。方向を出して頂きたい。	風力発電機は主要な構造体が 20 年以上保つように設計されております。20 年経過後については、その時の設備機器の状況によりますが、必要な保守修繕をしながら発電所を継続すること、発電所を撤去し事業を完了させること、また、最新の風力発電機に建替えることが考えられます。 事業を終了する場合については、廃止した風力発電設備は確実に撤去する予定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜放射線＞

東京都国分寺市在住 M 氏

No.	意見の概要	当社の見解
65	「環境影響評価方法書」の 6 章に記載されている環境影響評価の項目選定では、「放射線の量」については選定項目としないとされている。そしてその根拠として、「既存資料による空間線量率は低く」と記載されている。 いわき市での説明会（1 月 29 日）のときに、土壤の放射能汚染の把握のために、放射性物質による土壤汚染に関して、土壤のサンプリング調査を行うことが必要ではないか、と私は質問をした。 その時の回答では、建設工事を行って、そして完成後は発電事業を 20 年間行うことなどを考えると、現場で働く人の安全のために、土壤汚染の現況を把握するための調査は行う、とのことであった。手法としては、空間線量の測定を行ってから土壤汚染の測定を行う、というやり方になるだろう、とのことであった。実際にどのように調査を行うのかは、これから関係機関と相談して決める、とのことであった。この回答で示された土壤汚染調査を行った場合には、調査結果と影響予測・評価について公開することが必要であり、「環境影響評価準備書」（以下、「準備書」）に記載することを求める。 さらに私は、今回の発電事業では、土地の形状変更が必要であることから、建設予定地、そしてそこに接続する道路や資材置き場などについて、放射性物質による土壤汚染について調査を行い、工事による影響予測を行い、放射能汚染の拡散などについて環境影響評価を行うことが必要と考える。そしてその調査・予測・評価の事実を公開することが必要である。というのも、今回の事業予定地域は、人の生活空間や観光地域と近接したものであり、また多様な水系・河川がある所だから、放射能汚染された物質が拡散した場合の影響は深刻なものになると、想定されるからである。	ご指摘のとおり計画地の放射線の量の現状を把握するため、空間線量の測定とその結果に基づいた土壤調査を実施し、それらの結果を準備書に記載する予定です。調査結果については、関係機関等と協議して、本事業の実施に起因する事業実施区域外への放射性物質の拡散・流出の恐れについても検討を進め、必要な措置があれば、確実に取り組んでまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<放射線>

東京都国分寺市在住 M 氏

No.	意見の概要	当社の見解
66	以下の環境影響評価作業を実施し、「準備書」にその結果を記載し、公表することを求める。 (1)発電設備建設地と、そこに至る道路や森林などで、詳細な土壌汚染のサンプリング調査と、建設関連工事などに伴う放射能汚染に関する環境影響予測・評価 この作業が必要な理由は、以下のように建設予定地の西隣の地域で放射性物質による汚染があること。 1)いわき市川前町下桶売の荻地区と志田名地区の放射能汚染 建設予定地の西側に 1 キロほどに位置する荻地区と志田名地区は、福島第 1 原発から 28 キロメートルほどの距離にあるが、放射能汚染が深刻で、宅地と農地等の除染作業が行われている。これは報道された事実である。 いわき市役所で、上記の汚染に関して確認し、汚染事実についても「準備書」で示すことが必要と考える。 2)いわき市川前町の荻地区と志田名地区から北西の場所での土壌の放射能汚染 この場所で、民間の会社が 2011 年 8 月 3 日に土壌採取をして、放射能汚染の調査を行った。その結果、採取土壌からセシウム 134 が 18,300Bq/kg、そしてセシウム 137 が 20,500Bq/kg 検出され、セシウム合計 38,800Bq/kg が検出されている。これは、以下の裁判で提出された証拠である。 東京地裁平 23（ワ）32765 号、東京地方裁判所平成 24 年 11 月 26 日民事 7 部判決（判決は、『判例時報』2176 号、44 ページに掲載）。 この地区は福島原発から 30 キロ圏外であるが、上記の汚染があったと裁判で主張されている。裁判記録から、この地域での土壌汚染の事実を確認した上で、実施された汚染分析結果に関して事実確認の作業をすること。そしてそれを元に、原発から 30 キロ圏内で、建設予定地から一定の距離にある周辺地域の放射能汚染についても調査することが必要と考える。	本事業の対象事業実施区域は、避難指示区域等に含まれておらず、対象事業実施区域周辺の既往の空間線量の測定結果も高くないため、方法書段階では、環境影響評価項目としては放射性物質を選定しておりません。 今後、計画地の現状を把握するために、空間線量の調査や土壌のサンプリング調査を実施する予定ですが、それらの結果を踏まえ、関係機関と協議して、環境影響評価技術ガイド（放射性物質）（平成 27 年 3 月 環境省）を参考に、必要な措置の検討について進めてまいります。 なお、空間線量や土壌調査の結果については、建設会社と情報共有し、作業員の安全に配慮した適切な工事計画の策定に活用する予定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<放射線>

東京都国分寺市在住 M 氏

No.	意見の概要	当社の見解
	(2)建設予定地周辺の福島第 1 原発寄りの一定のエリアで、放射能汚染に関する調査・予測・評価 上記の建設予定地よりも遠い地点での放射能汚染があることを踏まえると、福島第 1 原発に近い土地についても、放射能汚染の調査・予測・評価を行って、「準備書」に記載することを求める。 (3)発電所建設のための工事の際に現場作業員が置かれる放射能汚染に関する調査・予測・評価 事業者の作業労働者の安全衛生から、空間放射線に関する環境影響評価を行うという回答だったが、これは必ず実施すべきである。そしてこれに加えて、工事と関わる土地について、土壤汚染調査を行うことは必須であると考え。 というのも長期間に渡る発電所建設関連工事には、多くの作業員が関わることになる。そして作業員には、建設予定地の地元の作業員も含まれると考えられる。原発事故によって放射性物質による汚染にさらされた可能性のある作業員に対して、作業を行っている場所での環境汚染の状況に関して情報を提供することは、放射能汚染の追加被曝を避けるためには必須と考える。 空間放射線とともに、建設予定地と道路周辺などの土壤汚染について調査し、「準備書」に詳細なメッシュデータを記載し、工事などの作業による環境汚染の予測と評価を記載することを求める。	

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<事業計画、その他>

埼玉県上尾市在住 N 氏

No.	意見の概要	当社の見解
67	福島県川内村の猿原人村の近くで建設している風車についての意見書を提出します。 猿原人村から見える風車の建設を中止してください。私は 20 年近く、毎年猿原人村に通っていて、猿原人の自然を愛するものです。また、風車は人間の健康にも悪影響を与えているので、ぜひ、ご理解をいただきたく思います。	景観について御懸念いただきました点につきましては、方法書 P326～P329 に記載しておりますとおり、あらかじめ必要な調査をさせていただき、現況把握をした上で、予測及び評価を行い、周辺の住居等への影響を、回避・低減してまいります。 また、環境省が公表した「風力発電施設から発生する騒音手法に関する検討会報告書（案）」では、風力発電設備から発生する超低周波音・低周波音について、人体の健康への影響は確認されなかったとされております。 今後も風力発電機による人体の健康への影響について、関係する最新の知見の情報収集を行い、当該懸念の払拭に努めてまいります。

注：住民意見の概要につきましては、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

「環境影響評価法」に基づき、仮称「阿武隈南部風力発電事業」の環境影響評価方法（以下、「方法書」という。）を作成し、その上で、次のとおり公告します。

平成二十九年一月十三日

エコパワー株式会社 代表取締役社長 荻原 宏彦

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称「エコパワー株式会社」
 代表者「代表取締役社長 荻原 宏彦」
 所在地「東京都品川区大田一丁目1-10 エコビルディング」

二、対象事業の名称、種類及び規模
 名称「仮称「阿武隈南部風力発電事業」
 種類「風力発電」
 規模「出力約一七万五千キロワット」

三、対象事業実施区域
 千葉県山根町の南支線及び西側支線を含む福島県いわき市夷山地区の南支線及び西側支線の行路付近の山腹上り及び西側支線に隣接する農地等を含む地域と認められる地域の範囲

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲

五、経費及び公表
 一、経費「福島県いわき市夷山地区及び川内村、西倉井町、平田町、福島県いわき市平田第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百」
 二、公表「福島県いわき市夷山地区及び川内村、西倉井町、平田町、福島県いわき市平田第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百」

六、意見書の提出
 方法書について環境の保全の見地から御意見を伺うための方は、統括事務所へ提出の用紙等に御記入の上、備え付けの期限内に投函ください。郵送又は電子メールにより八に示す範囲内に三に示す提出先へお寄せください。

（一）意見書の提出先
 一、意見書の提出先「対象である環境影響評価方法書の名称（二）意見を提出される方の氏名及び住所（三）法人その他の団体の代表者としての名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」
 二、方法書について「環境の保全の見地から意見理由も含めて御記載ください」

（二）意見書の提出期限
 平成二十九年一月十七日（郵送の場合、当日消印有効）

七、説明会の開催
 一、開催場所「郡山市労働福祉会館 二階中ホール（福島県郡山市虎町七丁目）平成二十九年一月十三日（午後七時）～午後八時」
 二、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 九、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 十、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 十一、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 十二、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 十三、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 十四、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 十五、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 十六、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 十七、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 十八、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 十九、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 二十、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 二十一、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 二十二、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 二十三、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 二十四、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 二十五、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 二十六、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 二十七、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 二十八、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 二十九、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三十、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三十一、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三十二、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三十三、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三十四、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三十五、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三十六、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三十七、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三十八、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 三十九、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四十、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四十一、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四十二、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四十三、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四十四、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四十五、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四十六、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四十七、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四十八、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 四十九、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五十、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五十一、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五十二、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五十三、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五十四、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五十五、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五十六、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五十七、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五十八、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 五十九、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六十、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六十一、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六十二、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六十三、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六十四、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六十五、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六十六、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六十七、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六十八、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 六十九、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七十、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七十一、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七十二、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七十三、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七十四、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七十五、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七十六、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七十七、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七十八、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 七十九、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八十、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八十一、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八十二、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八十三、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八十四、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八十五、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八十六、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八十七、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八十八、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 八十九、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 九十、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 九十一、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 九十二、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 九十三、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 九十四、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目」
 九十五、二階中ホール「福島県郡山市川内村大字川内字山小田五丁目

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ひろの 2017 年 1 月号（平成 29 年 1 月 13 日（金）発行 第 545 号）

エコ・パワー株式会社から「(仮称) 阿武隈南部風力発電事業」に係る 環境影響評価方法書の縦覧と説明会についてのお知らせ

弊社は、福島県の「阿武隈地域風力発電仮事業者選定公募」により仮事業者となりました。

そこで、現在、いわき市の屹兎屋山、猫鳴山周辺といわき市と広野町、楢葉町の行政境の尾根部分で風力発電事業の可能性調査を行っています。その可能性調査の一環として、環境影響評価法に基づき、環境影響評価項目の考え方と、周辺環境の調査方法を記載した「方法書」の作成を行いました。そこで、以下のとおり、「方法書」図書の、縦覧および説明会開催について、お知らせいたします。



■方法書の縦覧について

縦覧場所：広野町役場 1 階ホール

いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー

いわき市小川支所

四倉支所

久之浜・大久支所

電子縦覧

<https://www.eco-power.co.jp/assess.html>

縦覧の期間：平成29年1月13日（金）～平成29年2月13日（月）（いずれも土・日曜日および祝祭日を除く開庁日の午前8時30分～午後5時15分）

■説明会の開催について

日時：平成29年1月26日（木）午後7時～、1時間程度を予定。

場所：広野町公民館 2 階大会議室



弊社の会津若松ウィンドファーム



■意見書の提出について

環境保全の観点からご意見がありましたら、ご芳名、ご住所を明記の上、ご提出いただきますよう、お願い致します。

※意見書に記載される個人情報については、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用致しません。

意見書の受付期間：

平成29年1月13日（金）～平成29年2月27日（月）

＊郵送は当日消印有効

意見書の提出方法：

左記の縦覧場所または説明会場に備え付けた投函箱への投函、下記の【お問い合わせ先】への郵送および電子メールのいずれか。

問 〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1

TOC大崎ビルディング

エコ・パワー株式会社 事業開発部 1 部

担当：佐々木 広渡 ☎03-5487-8560

電子メール：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

川内村広報誌折込お知らせ（平成 29 年 1 月 1 日（日））

「（仮称）阿武隈南部風力発電事業」に係る
環境影響評価方法書の縦覧と説明会についてのお知らせ

エコ・パワー株式会社

弊社は、県の「阿武隈地域風力発電仮事業者選定公募」により仮事業者となりました。

そこで、現在、いわき市の屹兎屋山、猫鳴山周辺といわき市と広野町、檜葉町の行政境の尾根部分で風力発電事業の可能性調査を行っています。

その可能性調査の一環として、環境影響評価法に基づき、環境影響評価項目の考え方と、周辺環境の調査方法を記載した「方法書」の作成を行いました。

そこで、以下のとおり、「方法書」図書の、縦覧及び説明会開催について、お知らせ致します。

☆方法書の縦覧について

縦覧場所：川内村役場 1 階総務課 ※その他、下記の場所でも縦覧を行います。

福島県庁西庁舎 8 階生活環境部環境共生課／いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー／いわき市小川支所
いわき市四倉支所／いわき市久之浜・大久支所／檜葉町役場 1 F 環境防災課／檜葉町いわき出張所
檜葉町会津美里出張所／広野町役場 1 階ホール

縦覧の期間：平成 29 年 1 月 13 日（金）～平成 29 年 2 月 13 日（月）

（いずれも土・日曜日及び祝祭日を除く開庁日の 8 時 30 分～17 時 15 分）

☆説明会の開催について

○日時：平成 29 年 1 月 24 日（火） 19 時～20 時

○場所：川内村コミュニティーセンター 2 階大ホール

※その他、下記の日時と場所でも説明会を行います。

・郡山市労働福祉会館 2 階中ホール 1 / 23 日（月）19 時～20 時
・広野町公民館 2 階大会議室 1 / 26（木）19 時～20 時
・檜葉町役場 3 階大会議室 1 / 29（日）9 時 30 分～10 時 30 分
・いわき市社会福祉センター 5 階大会議室 1 / 29（日）14 時～15 時

☆意見書の提出について

環境保全の観点からご意見がありましたら、ご芳名、ご住所を明記の上、ご提出いただきますよう、お願い致します。

※意見書に記載される個人情報については、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用致しません。

意見書の受付期間：平成 29 年 1 月 13 日（金）～平成 29 年 2 月 27 日（月）＊郵送は当日消印有効

意見書の提出方法：上記の縦覧場所又は説明会場に備え付けた投函箱への投函、

下記の【お問い合わせ先】への郵送、Eメールのいずれか。

【お問い合わせ先】

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1

TOC 大崎ビルディング

エコ・パワー株式会社

事業開発部 1 部 担当：佐々木 広渡

TEL : 03-5487-8560

電子メール : jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp



（写真は、弊社の会津若松ウィンドファーム）

檜葉町広報誌折込お知らせ（平成 29 年 1 月 1 日（日））

「（仮称）阿武隈南部風力発電事業」に係る
環境影響評価方法書の縦覧と説明会についてのお知らせ

エコ・パワー株式会社

弊社は、県の「阿武隈地域風力発電仮事業者選定公募」により仮事業者となりました。

そこで、現在、いわき市の屹兎屋山、猫鳴山周辺といわき市と広野町、檜葉町の行政境の尾根部分で風力発電事業の可能性調査を行っています。

その可能性調査の一環として、環境影響評価法に基づき、環境影響評価項目の考え方と、周辺環境の調査方法を記載した「方法書」の作成を行いました。

そこで、以下のとおり、「方法書」図書の、縦覧及び説明会開催について、お知らせ致します。

☆方法書の縦覧について

縦覧場所：檜葉町役場 1 F 環境防災課／檜葉町いわき出張所／檜葉町会津美里出張所

※その他、下記の場所でも縦覧を行います。

〔 福島県庁西庁舎 8 階生活環境部環境共生課／いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー／いわき市小川支所
いわき市四倉支所／いわき市久之浜・大久支所／広野町役場 1 階ホール／川内村役場 1 階総務課 〕

縦覧の期間：平成 29 年 1 月 13 日（金）～平成 29 年 2 月 13 日（月）

（いずれも土・日曜日及び祝祭日を除く開庁日の 8 時 30 分～17 時 15 分）

☆説明会の開催について

○檜葉町役場 3 階大会議室 平成 29 年 1 月 29 日（日） 9 時 30 分～10 時 30 分

○いわき市社会福祉センター 5 階大会議室 平成 29 年 1 月 29 日（日） 14 時～15 時

※その他、下記の日時と場所でも説明会を行います。

〔 ・郡山市労働福祉会館 2 階中ホール 1 / 23 日（月）19 時～
・川内村コミュニティセンター 2 階大ホール 1 / 24（火）19 時～
・広野町公民館 2 階大会議室 1 / 26（木）19 時～ 〕

☆意見書の提出について

環境保全の観点からご意見がありましたら、ご芳名、ご住所を明記の上、ご提出いただきますよう、お願い致します。

※意見書に記載される個人情報については、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用致しません。

意見書の受付期間：平成 29 年 1 月 13 日（金）～平成 29 年 2 月 27 日（月）＊郵送は当日消印有効

意見書の提出方法：上記の縦覧場所又は説明会場に備え付けた投函箱への投函、

下記の【お問い合わせ先】への郵送及び E メール のいずれか。

【お問い合わせ先】

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1

TOC 大崎ビルディング

エコ・パワー株式会社

事業開発部 1 部 担当：佐々木 広渡

TEL : 03-5487-8560

電子メール：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp



（写真は、弊社の会津若松ウィンドファーム）

いわき市小川町地区の自治会への回覧お知らせ（平成 29 年 1 月 10 日（火））

回 覧

「（仮称）阿武隈南部風力発電事業」に係る
環境影響評価方法書の縦覧と説明会についてのお知らせ

エコ・パワー株式会社

弊社は、県の「阿武隈地域風力発電仮事業者選定公募」により仮事業者となりました。

そこで、現在、いわき市の屹兎屋山、猫鳴山周辺といわき市と広野町、檜葉町の行政境の尾根部分で風力発電事業の可能性調査を行っています。

その可能性調査の一環として、環境影響評価法に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載した「方法書」の作成を行いましたので、以下のとおり、「方法書」図書の、縦覧及び説明会開催について、お知らせ致します。

☆方法書の縦覧について

縦覧場所：いわき市小川支所 / いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー
いわき市四倉支所 / いわき市久之浜・大久支所

※その他、下記の場所でも縦覧を行います。

福島県庁西庁舎 8 階生活環境部環境共生課 / 広野町役場 1 階ホール / 檜葉町役場 1 F 環境防災課
檜葉町いわき出張所 / 檜葉町会津美里出張所 / 川内村役場 1 階総務課

縦覧の期間：平成 29 年 1 月 13 日（金）～平成 29 年 2 月 13 日（月）

（いずれも土・日曜日及び祝祭日を除く開庁日の 8 時 30 分～17 時 15 分）

☆説明会の開催について

○日時：平成 29 年 1 月 29 日（日） 14 時 00 分～15 時 00 分

○場所：いわき市社会福祉センター 5 階大会議室

※その他、下記の日時と場所でも説明会を行います。

・郡山市労働福祉会館 2 階中ホール 1 / 23 日（月）19 時～20 時
・川内村コミュニティセンター 2 階大ホール 1 / 24（火）19 時～20 時
・広野町公民館 2 階大会議室 1 / 26（木）19 時～20 時
・檜葉町役場 3 階大会議室 1 / 29（日）9 時 30 分～10 時 30 分

☆意見書の提出について

環境保全の観点からご意見がありましたら、ご芳名、ご住所を明記の上、ご提出いただきますよう、お願い致します。

※意見書に記載される個人情報については、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用致しません。

意見書の受付期間：平成 29 年 1 月 13 日（金）～平成 29 年 2 月 27 日（月）*郵送は当日消印有効

意見書の提出方法：上記の縦覧場所又は説明会場に備え付けた投函箱への投函、

下記の【お問い合わせ先】への郵送又は E メールのいずれか。

【お問い合わせ先】

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1

TOC 大崎ビルディング

エコ・パワー株式会社

事業開発部 1 部 担当：佐々木 広渡

TEL : 03-5487-8560

電子メール : jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp



（写真は、弊社の会津若松ウィンドファーム）

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

2017/1/21 環境影響評価図書の縦覧状況方法書が2件縦覧されています。> - 福島県ホームページ

福島県 Fukushima Prefecture
ふくしまからはじめよう。 ▶ はじめての方へ ▶ Foreign language ▶ サイトマップ
色を変える 白 黒 青 文字の大きさ 拡大 標準 検索

組織でさがす カレンダーでさがす

くらし・環境 震災・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 県政情報

現在地 [ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > 環境影響評価図書の縦覧状況方法書が2件縦覧されています。>

環境影響評価図書の縦覧状況方法書が2件縦覧されています。>

ツイート いいね! 0 印刷用ページを表示する 掲載日: 2017年1月18日更新

事業名	対象事業の種類	事業者等	図書の種類	公告日	事業者HP (縦覧期間等の詳細)
(仮称)白河市大信地区太陽光発電所建設事業	工場又は事業場の用地の造成の事業	合同会社白河ソーラーパーク	環境影響評価方法書	平成28年12月26日(月)	http://www.jre.co.jp/news/20161226.html
(仮称)阿武隈南部風力発電事業	風力発電所設置事業	エコ・パワー株式会社	環境影響評価方法書	平成29年1月13日(月)	https://www.eco-power.co.jp/assess.html

このページに関するお問い合わせ先

環境共生課 環境影響評価担当
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
Email kyousei@pref.fukushima.lg.jp Tel: 024-521-7250 Fax: 024-521-7927 [電子メールでのお問い合わせはこちら](#)

[前のページに戻る](#) [このページのトップへ](#)

福島県庁(県庁へのアクセス)
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 Tel: 024-521-1111(代表) E-mail: kouho@pref.fukushima.lg.jp
[個人情報の取り扱いについて](#) [リンク・著作権・免責事項などについて](#)
[福島県ホームページについて](#) [RSS配信について](#) [福島県の広告事業について](#)
Copyright © 2014 Fukushima Prefecture All Rights Reserved.

○インターネットによる「お知らせ」

(いわき市のウェブサイト)

2017/1/13

環境影響評価 | いわき市役所

 いわき市 IWAKI CITY WEB SITE
創りたい ゆたかな明日、伝えたい 誇れるいわき

音声読み上げ 表示色  | 文字サイズ 

 サイトマップ  Foreign language

暮らし・地域 福祉・こども 観光・交流 事業者の方へ **市政情報**

 キーワード検索 SEARCH BY KEYWORD 検索 よくある検索キーワード マイナンバー 避難所 休日当番医

 トップページ > [暮らし・地域](#) > [ごみ・環境](#) > [環境保護](#) > [環境保全対策・お知らせ](#) > 環境影響評価

環境影響評価

 ツイート  いいね!  シェア  LINEで送る 問い合わせ番号：14507-5168-9820 更新日：2017年1月13日

 妊娠・出産

環境影響評価（環境アセスメント）制度について

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続を通じて、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

我が国の環境影響評価制度は、昭和59年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全面施行されました。

たが、平成9年の月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年の月から全面施行されました。

福島県では、平成3年7月に環境影響評価要綱を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成10年12月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

現在、縦覧を行っている環境影響評価法に基づく案件

「（仮称）阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり、縦覧しています。

【縦覧期間】

平成29年1月13日（金）～2月13日（月）

【市内の縦覧場所】

- ▶ いわき市役所 本庁舎1階 市民ロビー（平字梅本21番地）
- ▶ 小川支所（小川町高萩字下川原15）
- ▶ 四倉支所（四倉町字西4-11-3）
- ▶ 久之浜・大久支所（久之浜町久之浜字中町32）

【縦覧時間】

縦覧期間中（土日祝日等閉庁日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとしています。

【電子縦覧】

- ▶ [事業者ホームページ\(こちらをクリックしてください。\)](#)

【意見書の提出】

方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に設置された用紙などに記載事項を記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、郵送又は電子メールにより期限内に提出先まで提出してください。

【意見書の記載事項】

1. 提出者の氏名及び住所
2. 方法書の名称
3. 方法書に対する環境保全の見地からの意見（理由も含めて記載してください。）

【意見書の提出期限】

平成29年2月27日（月）（当日消印有効）

ライフメニューから探す

- ⑤ 妊娠・出産
- ⑥ 子育て
- ⑦ 入園・入学
- ⑧ 結婚・離婚
- ⑨ 引越し・住まい
- ⑩ 就職・退職
- ⑪ 高齢・介護
- ⑫ お悔やみ
- ⑬ ようある質問

【(仮称)阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価方法書の電子縦覧について】

(エコ・パワー株式会社 ホームページ) (1/2)

2017/1/13

アセス情報

2017年1月13日
エコ・パワー株式会社

「(仮称)阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表について

「(仮称)阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、
環境影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2017年1月13日(金)～2017年2月13日(月)の期間中は閲覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

※方法書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著権者、
またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されていま
す。
個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の
許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)する
ことは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくよう
お願いいたします。

※閲覧時のブラウザは、Internet Explorer を推奨します。
(以下の「方法書の公表」に示したリンクより閲覧いただけます。)

<配慮書の公表>

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 自然的概況](#)

[第3章 社会的概況](#)

[第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 調査予測及び評価の手法\(1\)](#)

[第6章 調査予測及び評価の手法\(2\)](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 委託](#)

[要約書](#)

<https://www.eco-power.co.jp/assess/abukuma01.html>

1/2

【(仮称) 阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価方法書の電子縦覧について】

(エコ・パワー株式会社 ホームページ) (2/2)

2017/1/13

アセス情報

方法書に対する意見書の提出について(意見書様式)

＜方法書の縦覧＞

縦覧場所: 福島県庁 西庁舎8階生活環境部環境共生課(福島県福島市杉妻町2-16)
いわき市役所 本庁舎1階市民ロビー(福島県いわき市平字梅本21)
いわき市小川支所(福島県いわき市小川町高萩字下川原15)
いわき市四倉支所(福島県いわき市四倉町字西4-11-3)
いわき市久之浜・大久支所(福島県いわき市久之浜町久之浜字中町32)
広野町役場 1階ホール(福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35)
楡葉町役場 環境防災課1F窓口(福島県双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5-6)
楡葉町いわき出張所(福島県いわき市平谷川瀬1-1-1)
楡葉町会津美里出張所(福島県大沼郡会津美里町字本郷道上1)
川内村役場 1階総務課(福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24)

縦覧期間: 2017年1月13日(金)から2017年2月13日(月)
午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

＜お問い合わせ先＞

エコ・パワー株式会社 事業開発1部(担当: 佐々木、広渡) 電話: 03-5487-8561
(受付時間: 午前9時00分から午後5時30分まで[土・日曜日及び祝祭日を除く。])

○ご意見記入用紙

「(仮称) 阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価方法書」

閱覧用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。